

# 山形大学紀要(農学)投稿規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学紀要(農学)(以下「紀要」という。)への投稿に関する必要事項を定めるものである。

(紀要の名称及び発行方法)

第2条 紀要の名称は、山形大学紀要(農学)[Bulletin of Yamagata University(Agricultural Science)](以下「紀要」という。)とし、毎年度1回発行し、4号をもって1巻とし通巻表示を併記する。

(投稿資格)

第3条 投稿資格を有する者は、原則として、山形大学(以下「本学」という。)の教職員とする。ただし、定年退職した者、本学に相当年数勤務している非常勤講師並びに本学の大学院(岩手大学大学院連合農学研究科を含む。)学生・研究生及び本学の学部学生・研究生で、山形大学農学部図書館運営委員会(以下「委員会」という。)が適当と認めた場合は投稿資格を有する。

2 本学教職員以外の者と本学教職員の共同研究についても投稿を認めることができる。

(投稿原稿の種類)

第4条 紀要に投稿できる原稿は、農林学及びその関連分野に関する原著論文、総説、資料及びその他委員会が適当と認めたもの(以下「論文等」という。)とする。なお、他誌との二重投稿は認めない。

(使用言語)

第5条 論文等に用いる言語は、和文又は欧文とする。大きさはA4判とし、横二段の組版とする。

(原稿の制限)

第6条 論文等の筆頭執筆者は、原則として同一年度一人一編とする。

第7条 原稿の分量は、原則として刷上り頁数で図表等を含めて和文35頁、欧文21頁以内とする。

(原稿の作成方法)

第8条 原稿は、山形大学紀要(農学)原稿執筆要項により作成する。ただし、英文原稿、和文原稿の英文タイトル及びサマリーについては、事前に各専門分野のネイティブ・スピーカー又はそれに準ずる者の校閲を受けることが望ましい。

(原稿の提出方法)

第9条 原稿は、所定の日時まで3部(うち2部はコピー可)を鶴岡キャンパス事務部学務課へ、所定の投稿連絡票を添えて提出する。

(論文等掲載の可否)

第10条 委員会は、原著論文については、1編につき2人の審査員に審査を依頼する。

2 委員会は、原著論文以外については、原則として1編につき2人の審査員に審査を依頼する。

3 執筆者は、原稿の不備又は審査の結果、原稿の修正等の指摘があったときはこれに従うものとする。

4 委員会は、審査結果に基づき掲載の可否を判定する。

(校正)

第11条 校正は、原則として、再校まで執筆者校正とし、誤字・脱字以外の訂正、変更、削除及び挿入は認めない。

(掲載及び別刷の経費)

第12条 掲載に要する経費は、制限頁以内であれば原則として無料とする。ただし、予算額が不足した場合は、掲載分量に応じて執筆者の負担とする。

2 次に掲げる事項に該当する場合の経費は、原則として執筆者の負担とする。

(1) 第7条に定める制限頁を超過した分の印刷経費

(2) 折込図表や特殊印刷(カラー写真等)を使用した場合

(3) 50部を超過した場合の別刷経費

(出版権の許諾)

第 13 条 掲載を許可された者は、本学に対し、当該論文等に関する出版権の利用につき許諾するものとする。

2 掲載された論文等は原則として電子化するものとし、次の各号に掲げるウェブサイト等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

(1) 山形大学機関リポジトリ

(2) AGROLib (農林水産文献ライブラリ)

附 則

この規程は、平成 12 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 7 日から施行し、8 については平成 18 年 7 月 1 日から、9 (3) については平成 18 年 9 月 6 日から、それぞれ適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 3 日から施行し、8 については平成 20 年 7 月 1 日から、9 (3) については平成 20 年 4 月 1 日から、それぞれ適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 28 日)

この規程は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日)

この規程は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 22 日)

この規程は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 25 日)

この規程は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。